令和3年度第1回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 3	年度 4月26日(月)	
招集場所	天塩町役	場 3階委員会室	
	開会	令和3年4月26日(月) 午前10時00)分
開閉日時	議長	会長 宍 戸 栄 一	
及び宣告	閉 会	令和3年4月26日(月) 午前10時40)分
	議長	会長 宍 戸 栄 一	
	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	0
応召招集委員	2	伊藤淳一	0
及び出席委員	3	奥 山 稔	•
並びに欠席委	4	寺 本 奈穂子	0
員	5	高橋 一博	\circ
	6	満保豊	•
出席 6名	7	佐 藤 博 幸	•
欠席 5 名 	8	湯澤敏孝	•
	9	山下雅博	•
(凡例)	1 0	安 川 和 範	\circ
○出席	1 1	宍 戸 栄 一	0
● 欠席			
議事録署名委員		議席番号 1番 丸 山 淳 子	
		2番 伊藤淳一	
職務のため議場に出席			
した者の職氏名		事務局長中西卓也	
		事務局次長・総務係長 加 藤 智 子 総数係 主木 遊 今 実 思	
		総務係主査 落 合 憲 児	

令和3年度第 | 回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は6名であります。

定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第 | 回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 I 5 条第 2 項の規定により、議長において、 I 番 丸山淳子君、 2 番 伊藤淳一君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全 員 議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第 I 号「下限面積(別段面積)の設定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 | 号「下限面積(別段面積)の設定」につきまして内容をご説明申しあげます。

2ページをご覧ください。

下限面積(別断面積)の設定について

農地の権利取得にあたっての下限面積(都府県 50a以上、北海道 2ha以上)につきましては、農地法 3 条許可の場合、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっています。

また、下限面積の設定については、毎年、設定又は修正の必要性について審議し、その結果を公表することとなっています。

1. 下限面積(別段の面積)設定の基準

- (I) 設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。
- (2) 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作している農家が、全農家数の I O O 分の 4 O を下回らないように算出されるものであること。
 - 2. 本町の現状と下限面積(別段の面積)設定の必要性について
- (I) 2020農林業センサス、令和2年度利用状況調査及び農地台 帳等の状況を踏まえ、町内の農家で2へクタール未満の農地を耕作して いる農家が存在しないことから、農地法施行規則第20条第 I 項の規定 に基づく別段の面積の設定基準である4割に満たない(存在しない)状 況であります。

このため、天塩町においては、下限面積(別段の面積)を設定することが出来ないため、令和3年度については別段の面積を設定しないこととし、農地法第3条の下限面積は農地法第3条第2項第5項の規定に基づき運用することとします。

農業経営基盤強化促進法については、適用除外、草花等の栽培で集約的(ハウス栽培)に農業経営を行う場合についても、下限面積を下回って許可をすることはできることになります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

事務局

ただいま、事務局より説明のありました下限面積の設定についての質 疑を行います。

丸山委員

別段面積ってどういう意味ですか。

議長

天塩の場合は、2へクタール以上ないと農家として認められないと言うこと。

現在、2へクタール未満の農家はいないから、別段面積の設定をする ことなく、北海道の基準の2へクタールとする。

他にありませんか。

全 員 議 長

ありません。

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画 書の決定について」を議題とします。

整理番号 |-| から |-8の利用権設定の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農業経営基盤強化促進法第 18条第 | 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明 申しあげます。

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。 4ページをご覧ください。

整理番号 I-I につきまして、 氏から 氏に賃貸借権の 設定をするものです。

位置につきましては、5ページ、6ページをご覧ください。

整理番号 I-2 につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、5ページ、7ページをご覧ください。

整理番号 I-3 につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、8ページ、9ページをご覧ください。

整理番号 I-4につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、8ページ、10ページをご覧ください。

整理番号 I-5につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、8ページ、11ページをご覧ください。

整理番号 I-6につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、8ページ、12ページをご覧ください。

整理番号 I-7につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、14ページをご覧ください。

整理番号 I-8につきまして、 氏から 氏に賃貸借権 の設定をするものです。

位置につきましては、13ページ、15ページをご覧ください。

条件面は、それぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局

整理番号 | - | から | - 8は全て、賃貸借権の期間が終了したものの継続になります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 | - | から | - 8の利用権の設定の案件につきまして、質疑を行ないます。

全 員

ありません。

質問なしと認めます。

議 長 議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議長

次に、整理番号 | - 9 から | - | 0 の利用権設定の案件につきまして、 私が関係する案件でありますので、農業委員会法第3 | 条の議事参与の 制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

(宍戸会長退席、議長交代)

安川代理

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

引き続き利用権設定の案件につきまして、総括表に基づき説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

整理番号 I-9につきまして、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

こちらは以前は、 氏から 氏に賃貸借権の設定がされ、 期間が終了していたものです。

位置につきましては、13ページ、16ページをご覧ください。

整理番号 I-IOにつきまして、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

こちらは以前は、 氏から に賃貸借権の設定 がされ、期間が終了していたものです。

位置につきましては、13ページ、17ページをご覧ください。

条件面は、それぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。 事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜ります よう、お願い申し上げます。

ただいま、事務局より説明のありました利用権設定の案件についての 質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

関係委員はお戻り下さい。

(宍戸会長入室、議長交代)

次に、議案第3号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」を議 題とします。事務局より内容の説明を求めます。

| 9ページをご覧ください。

天塩町総合計画審議会委員の推薦については、昨年7月の改選時に宍 戸会長を推薦したところであります。この度令和3年4月1日付け天振

安川代理

全 **員** 安川代理

安川代理

全 員 安川代理

議長

事務局

5

号で、『委員の任期満了に伴い、天塩町総合計画審議会設置条例第3条第2項の規定に基づき新たな委員を委嘱するにあたり貴機関(団体)より推薦をいただきたくお願い申し上げます。なお、推薦にあたりましては、女性と若者の積極的な選出にご配慮いただきますよう合わせてお願い申し上げます。』と文書をいただいております。

また、4月 | 5日付総務課長からの文書では、『審議会・委員会等への女性委員等の参画促進並びに委員の選出について』と題しまして、『 | 、女性委員等の選出 男女共同参画社会によって、女性を積極的に参画させるよう努める。 3、あて職による選出 代表者が委員となる例が多いが、団体等に推薦を求める場合には、代表者を限定せず、女性や若者を推薦するよう協力を要請する。』とあります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご決定賜りますよう、お願 い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました議案第3号「天塩町総合計画審議会委員の推薦についてですが、

農業委員会からは、丸山淳子さんを推薦するということでよろしいでしょうか。

丸山委員、どうでしょうか。

丸山委員

はい。

議長

天塩町総合計画審議会審議会委員に、丸山委員を推薦することに決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「天塩町農業委員会活動実績について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第5号「天塩町農業委員会活動実績に ついて」ご説明申しあげます。24ページをご覧ください。

令和2年度天塩町農業委員会活動計画については、昨年改選後の令和2年第4回農業委員会総会にて承認をいただいているところですが、今回は、その計画に対する実績をまとめ、ご決定いただき、農業委員会だよりで地域のみなさまに周知をしたいと考えております。

またこれらの事項につきましては、農林水産省通知により指導されているところでありますので、ご了承いただきたくお願い申しあげます。

それでは内容ですが、令和2年度活動結果について、をご覧ください。 一つ目の「農地パトロール」ですが、昨年 9 月に実施をいたしました。 要した日数は3日間、5 班体制で、農業委員 9 人、事務局職員 2 人で、 町内全域を対象に実施、違反転用等、特に問題となるところは見受けられ

なかったところです。

二つ目の、「農地、農家の実情、意向確認、相談」でありますが、実績 としては、酪農家と酪農家における所有権移転による売買価格の照会があ りました。

三つ目の、「農地の利用調整・あっせん」につきましては、基盤強化法 の利用調整について、農業委員が売り手と担い手の間に入り活動しました。

四つ目の、「農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動」ですが、昨年は各種研修会等が新型コロナウィルスで中止になり参加することができませんでした。

五つ目の、「農業者年金の加入促進」ですが、加入推進にかかる戸別訪問は実施できませんでした。新規加入者につきましては2名となっております。

また農家さんの個別相談等を実施いたしております。

六つ目、七つ目は、「研修会、学習会の実施、各部会学習会の実施」ですが、学習会については、総会終了後、農地法や農業者年金制度について学習会を開催する予定でしたが、開催できませんでした。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました、議案第4号「天塩町農業委員 会活動実績について」質疑を行います。

議長

総会終了後に、学習会をできなかったとあったけど、全くできなかった というより、課長が資料を用意してくれたこともあった。 議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 議 長

異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議長

次に議案第5号「天塩町農業委員会活動目標について」を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第5号「天塩町農業委員会活動目標について」をご説明申しあげます。27ページをご覧ください。

令和2年度の改選時において、令和5年度までの3ヵ年の活動目標を 決定しているところですが、令和3年度の活動目標に7つの活動の柱を 掲げこれ基に、設定しようとするものです。

令和3年度の活動計画(案)として28ページ、29ページをご覧ください。

1つ目は、農地パトロールの実施としております。例年通り中山間直接 支払制度の現地確認と一体となり行う予定としております。地区ごとに二 人から三人の農業委員を地区担当としておりますのでよろしくお願いし たいと思います。

2つ目は、農地、農家の実情、意向確認、相談についてですが、各農業 委員が農業者の立場になり、地域実情に応じた対応に努めることとしてお ります。

3つ目は、農地の利用調整、あっせんについてですが、各農業委員が日々の活動の中で離農等情報を得た場合は、農協等の関係機関と連携し、あっせん等により農地の利用調整をすることとしております。

4つ目は、農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動についてですが、北海道農業会議などが実施する研修会等に積極的に参加をし、 農業情勢について情報収集を図ることとしております。

5つ目は、農業者年金の加入推進についてですが、農協と農業委員が連携し、加入活動強調月間を設け加入推進を行うこととしております。

6つ目、7つ目は、研修会、学習会、各部会の学習会の実施というこ

とで、農業委員として知っておかなければならない法令や制度について 各関係機関より講師を招き学習することとしております。

これらの計画につきましては、インターネット等に掲載することとされております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました「天塩町農業委員会活動目標について」質疑を行います。

高橋委員

農地パトロールなんですけど、毎年9月中旬くらい、ちょうど草で忙しい時期にやってるんで、IO月の上旬くらいに変更させることはできないんでしょうか。

事務局

全国的な基準としては、8月となってはいるのですが、そのようなご 意見は聞いていますので。

中西課長

現地確認、草の伸びとかに問題がなければ。

高橋委員 中西課長 9月だと草がまだ終わっていなくて、天気次第では忙しい。

議長

考えたいと思います。

DIX IX

他にありませんか。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議長

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和3年度第 I 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和3年 4月26日

署名委員

- (|番) 丸山 淳子 即
- (2番) 伊藤 淳一 即